

平成20年度 桑名市消防職員採用予定者 (平成20年4月1日採用予定)



職 種 消防職

募集人数 10人程度

応募資格 ①昭和56年4月2日以降に生まれた方で、大学、短大、高校を卒業または来年3月卒業見込みの方
②採用後に桑名市またはその近郊に居住できる方
③日本国籍を有し、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方
④消防職務遂行に支障のない方

試験日・会場 1次試験 9月16日(日) 桑名市消防本部
2次試験 1次試験合格者に通知します。

試験内容 1次試験 教養試験(120分) 消防適性検査 体力テスト
2次試験 小論文 面接

申込期間 8月1日(水)~8月15日(水) 8:30~17:15
(土曜日、日曜日を除く)

※郵送の場合:8月10日(金)までの消印のあるものを受け付けます。

要項配付・応募用紙提出場所・問い合わせ先
桑名市消防本部総務課 桑名市江場7番地 ☎24-5273
※応募用紙は各分署で受け取ることができます。
ホームページ <http://www.city.kuwana.lg.jp/>
メールアドレス kohom@city.kuwana.lg.jp

法務局桑名支局をよろしく

法務局の仕事・寄せられた相談・関心事などみなさんに役立つ情報を、わかりやすくQ&Aで定期的にお知らせします。

Q 相続の登記はいつまでに?

私の母は3年前に死亡し、今年3月に父が死亡しました。私と姉と弟の3人は父名義の土地と建物について相続する権利がありますが、いつまでに相続の登記をしなければならぬのでしょうか。もし相続の登記をしなかった場合には、何か不都合になるようなことがあるのでしょうか。

A 速やかに相続登記(所有権移転登記)を

相続の登記をいつまでにしなければならないという期限はありませんが、次のような事情を考慮されれば、だれがどのように相続するのかを協議していただき、相続財産の権利関係を安定させるためにも、できるだけ早い時期に相続登記(所有権移転登記)をされることをお勧めします。

- 1 今後、相続財産である土地または建物を売却される場合や担保として抵当権などを設定する場合、まず相続の登記をしなければなりません。
- 2 相続の登記をしない間に、3人のうちのどなたかが亡くなった場合、さらに相続が発生し、その方の相続人とともに遺産分割の協議等をする必要があります。
- 3 仮に、3人のうちのどなたかに借金等の負債があったり、今後負債が生じたりした場合、債権者が3人の意思にかかわらず、その方の法律上の相続分に対して差押えをしてくるおそれがあります。なお、ご質問のように、相続人が複数の場合、相続財産は相続人全員の共有となります。ただし、相続人全員は、いつでも土地建物など個々の財産を配分するための遺産分割を協議することができます。

登記申請書の作成方法など詳しいことは、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

☎津地方法務局桑名支局 ☎32-5361

8月31日(金)は市県民税 第2期の納期限です。



お忘れのないようお納めください。

☎員弁庁舎 納税課 ☎74-5803 ☎74-5859

救急現場に (PA連携) 救急車と消防車が同時に出動

最近、「救急車を呼んだのに消防車も来た!」と、問い合わせが多くあります。

桑名市消防本部では傷病者に迅速・安全に救急処置、搬送を行うため、救急現場に消防車も出動させることがあります。その場合、消防車に『救急支援出動中』と掲示して出動しています。PA※連携の目的→救急事故現場の近くにある消防署の救急車が出動中でも、近隣の消防署から救急車が到着するまでの間に、先に到着した消防隊が「心肺蘇生処置」「除細動処置」等を行うことができるため、救命率の向上などが期待されます。



— 緊急性がない軽症者の利用件数が増えています。 —

救急車は緊急のための車です。緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した場合、速くの救急車が出動することになり、到着が遅れることで、救える命が救えなくなるおそれがあります。救急車の正しい利用をお願いします。

※PAとは?

消防車のPumperと救急車のAmbulanceの頭文字から名前をつけたものです。

☎桑名市消防本部 消防課 ☎24-5277 ☎24-5287

第29回 少年の主張三重県大会

少年の主張三重県大会は、中学生が日ごろ感じていることや考えていることを広く県民に訴えることにより、青少年が自分の生き方や社会との関わりを考え、また、青少年に対する県民の理解・関心を深めることを目的として実施します。中学生の熱い主張に期待してください。



日 時 9月2日(日) 13:30~16:30(終了予定)

場 所 四日市地域総合会館 あさけプラザ
四日市市下之宮町296-1

主 催 (財)三重こどもわかもの育成財団・三重県

※平成18年度は、県内の17の中学校から2,506人の応募がありました。

☎(財)三重こどもわかもの育成財団 ☎0598-22-4911

債務を整理するための 裁判所の手続きについて

借入金などの債務を多数負っている個人の方が、債権者に約束どおり支払うことが困難になった場合に、債務を整理し生活を立て直すための方法の一つとして、裁判所の手続きを利用することが考えられます。具体的な手続きとしては、破産、個人再生、特定調停がありますが、各手続きの選択は、それぞれの手続きの特徴を十分に理解した上で、今後も一定額の支払いを続けることができそうかどうか、話し合いで解決できそうかどうかなどの事情により、どの手続きが最も適しているかを検討する必要があります。

破産、個人再生、特定調停の各手続きの特徴については、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)の中の「債務を整理するための裁判所の手続きについて」でも紹介されていますので、参考にしてください。

☎津地方裁判所四日市支部(破産係) ☎059-352-7151